

# 工事監理報告書

年 月 日

株式会社 国際確認検査センター 様

建築基準法及び関係法令に適合するように施工されたことを確認しましたので報告します。  
この報告書は事実に相違ありません。

工事監理者

工事施工者

工事現場管理者

確認	年 月 日 第	確認建築CIAS	号	
確認 (計画変更)	年 月 日 第	確認建築CIAS	号	
確認 (他確認)	年 月 日		号	
建築主 ( 築造主 )				
工事名称				
敷地の地名地番				
設計者 資格 住所 氏名 電話	( )級建築士( )登録	第	号 電話	
工事監理者 資格 住所 氏名 電話	( )級建築士( )登録	第	号 電話	
工事施工者 資格 住所 氏名 電話	建設業の許可 (大臣・知事) ( )第		号 電話	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
建築物  (工作物)  概要	工事種別		用途 (工作物の種類)	
	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
	階数	地上 地下 /	軒高 (工作物の高さ)	m
報告様式  (該当するものを○で囲む)	1	共通	7	シックハウス内装関係
	2	基礎配筋	8	防火区画等関係
	3	木造・軸組工法	9	バリアフリー関係
	4	木造・枠組壁工法	10	詳細報告
	5	鉄筋コンクリート造	11	各種資料チェックリスト
	6	鉄骨造		
省令様式で代替	省令様式第四面		法7条の5の適用に必要な工事写真	

## 工事監理報告書(共通)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
確認の表示					
敷地の形状等	敷地境界等				
	すみ切り				
	擁壁設置の 許認可の有無				
	道路との接続				
	道路境界線等				
配置等	敷地境界線と 外壁の距離				
建物の高さ	設計GL及び 現地設計GL				
	建物の高さ (斜線制限)				
造主 部要 等構	耐火、防火性能 その他				
内装	仕上材の種類 仕上げの状況				
開口部	寸法、形状 建具の種類				
建築設備	自然換気設備				
	給排水設備				
	電気設備				
備考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。				

## 【各種材料試験及び検査結果一覧】

材料	試験項目	部位	サンプル数	試験又は検査実施者	結果	備考
コンクリート	骨材試験			工事監理者		塩分、粘土塊量、 洗い、アルカリシリカ反応
	コンクリートの配合			工事監理者		配合報告書
	コンクリートの圧縮強度(1週)			指定検査機関		
	コンクリートの圧縮強度(4週)			指定検査機関		現場水中養生
	コンクリートの施工			施工者		施工報告書
鉄筋	強度試験			工事監理者		ミルシート等
	施工			施工者		
	圧接部強度試験			指定検査機関		試験成績書
	溶接又は圧接部の 内部欠陥検査			検査機関		非破壊検査

※部位(各工程)ごとに作成すること。ただし、記入できない場合は別途作成してください。

## 工事監理報告書(基礎配筋)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	地盤状況(地盤調査の可否)					
直接基礎	形状及び寸法					
	根入深さ					
	支持地盤の状態(乱されていないこと)					
	支持地盤の確認(地盤調査との照合)					
杭基礎 (杭頭処理)	形状及び寸法					
	杭鉄筋の種別、径、本数、間隔					
	杭芯ずれの有無					
	杭鉄筋の定着					
	杭頭破壊、損傷の有無					
	杭頭レベル					
	支持層の確認(地盤調査との照合)					
ベース配筋	鉄筋の径、間隔					
	鉄筋の定着					
	鉄筋のかぶり厚さ					
	杭基礎のフーチング立ち上がり筋					
基礎梁 配筋等	形状及び寸法					
	・スラブ厚さ					
	・基礎梁の幅、せい					
	主筋の種別、径、本数、間隔					
	主筋の定着					
	スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強					
	あばら筋の径、本数、間隔					
	あばら筋の加工					
	幅止め筋、腹筋の本数、位置					
	鉄筋のかぶり厚さ					
	柱主筋及び帯筋の種別、径、本数、間隔					
	結束筋の状況					
	地下壁					
その他	ガス圧接技量資格者の確認					
	ガス圧接継手位置、形状の確認					
	ガス圧接継手の強度確認					
	型枠、せき板、支保工、金物等の確認					
	型枠、支柱及び金物の締め付け、 清掃の確認					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

## 工事監理報告書(木造・軸組工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)					
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)					
	立ち上がり					
土台	材質、断面寸法:柱寸法以上					
火打土台	45mm×90mm以上又は鋼製火打					
基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	径(φ12mm以上座金付)、間隔					
	施工状況(埋め込み長さ:250mm以上)					
柱と基礎(土台)との緊結 (ホールダウン金物)	緊結方法	ホールダウン用アンカーボルト				
		座金付ボルト(M16W)				
	位置及び施工状況(埋め込み長さ等)					
床組	床高さ(1階):GL+45cm					
	床下換気口(300cm <sup>2</sup> 、1カ所/5m)					
	床下の防湿(60mm以上の土間コン打等)					
	防腐・防蟻措置(GL+1m以内)					
	剛な床組(2階床、3階床)					
	床板又は床下地板(材質、緊結方法等)					
柱・梁(胴差)	材質、配置、断面寸法					
	接合部・補強金物					
	防腐・防蟻措置					
耐力壁	材質、配置(申請図書との照合)					
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)					
	筋かい(形状、緊結方法等)					
	ホールダウン金物の位置及び施工状況					
小屋組	材質、配置(申請図書との照合)					
	小屋火打梁、小屋筋かい及び桁行筋かい					
	軒(たるきと軒桁はくら金物で緊結)					
	たるき(棟木・母屋への緊結方法を考慮)					
	棟木・母屋(棟木は母屋の断面以上)					
	小屋束(公庫仕様:断面90mm×90mm以上)					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

## 工事監理報告書(木造・枠組壁工法)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
地盤	敷地地盤の状態(地盤調査の要否)					
基礎形状	種類(布、ベタ、その他)					
	立ち上がり					
土台	寸法の制限、耐力壁下部に設置					
基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	階数3: $\phi$ 12mm以上、長さ35cm以上					
	間隔: 2m以下					
	階数3: 開口部のたて枠から15cm以内					
床組	床根太寸法の制限					
	床根太支点間距離及び間隔の制限					
	開口部: 同寸以上の床根太で補強					
	耐力壁直下の床根太: 原則補強					
	床材に使用する材料の厚さの制限					
	床根太と土台、頭つなぎの釘打ち状況					
耐力壁	下枠、たて枠、上枠の寸法					
	たて枠の欠き込みと穴あけの状況					
	面材の張り方(種類、釘ピッチ・長さ)					
	耐力壁線相互の間隔、水平面積の制限					
	外壁の耐力壁線相互の交差部					
	隅角部、交差部: 各々3本以上のたて枠					
	たて枠と直下の床枠組との緊結方法					
	耐力壁相互の緊結方法					
	開口部の幅の制限					
	ホールダウン金物の位置の施工状況					
小屋組	たるき、天井根太の寸法の制限					
	たるき間隔及び屋根下地の厚さの制限					
	たるき及びトラスと上枠等との緊結方法					
	屋根又は外壁の開口部の制限					
その他	防腐・防蟻措置(GL+1m以下の部分等)					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

## 工事監理報告書(鉄筋コンクリート造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱	(1) 形状及び寸法					
	(2) 柱主筋の種別、径、本数、間隔					
	(3) 柱主筋の出隅					
	(4) 柱主筋の定着					
	(5) 柱主筋の絞り加工の処理					
	(6) 帯筋の径、本数、間隔					
	(7) 帯筋の加工					
	(8) 高層RCの帯筋の溶接					
梁	(1) 形状及び寸法					
	(2) 梁主筋の種別、径、本数、間隔					
	(3) 梁主筋の出隅					
	(4) 梁主筋の定着					
	(5) スリーブ、ハンチ、増し打ちの補強					
	(6) あばら筋の径、本数、間隔					
	(7) あばら筋の加工					
	(8) 幅止め筋、腹筋の本数、位置					
	(9) 交差部のあばら筋					
	(10) 高層RCのあばら筋の溶接					
床	(1) 形状及び寸法					
	(2) スラブ主筋方向、位置					
	(3) スラブ筋の径、間隔					
	(4) 床段差部の処理					
	(5) スラブ筋の定着					
	(6) 開口部の補強					
	(7) 設備配管完了後の状態					
壁	(1) 形状及び寸法					
	(2) 縦筋及び横筋の径、間隔					
	(3) 壁筋の定着					
	(4) 開口部の補強					
	(5) 垂れ壁の配筋状態					
ガス圧接	(1) 技量資格者の確認					
	(2) 継手位置、形状の確認					
	(3) 継手強度確認(圧接部強度試験)					
型枠及び既存打設部分	(1) 型枠、支柱及び金物の締め付け、清掃の確認					
	(2) 型枠支柱の存置期間の確認					
	(3) コンクリート打ち込み後の養生確認					
その他	(1) 鉄筋のかぶり厚さ					
	(2) 重ね継手の長さ、位置					
	(3) 増し打ちの補強					
	(4) 構造スリットの位置、形状					
	(5) 打ち継ぎ面の処理					
	(6) 階段主筋の受け筋					
	(7) 結束筋の位置					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

## 工事監理報告書(鉄骨造)

項目	確認事項	月日	確認方法	結果	不具合部分の処理方法	備考
柱脚部	(1) アンカーボルトの径、本数、位置 歪み、ナット締め付け					
	(2) ベースプレートの据え付け					
	(3) 根巻鉄筋					
	(4) コンクリート投入孔					
	(5) 認定柱脚					
接合部	(1) 継手部の状況 ・ボルトの径、本数、余長 ・継手の位置、形状 ・密着状態					
	(2) パネルゾーンの状況					
	(3) 小梁、片持梁、階段部等					
鉄骨	(1) 各部材の形状、寸法 " 配置 " 材質					
	(2) 溶接欠陥の有無					
	(3) カバープレート、ブレース等の取付け スカラップの有無					
	(4) スリーブの位置 " 大きさ " 補強					
床版	(1) 床の仕様					
	(2) 床ブレース:材質、寸法等の確認					
	(3) デッキプレート床方向 焼き抜きせん溶接の状態 配筋状況、方向確認					
	(4) 大臣認定床					
	(5) スタッドボルト:寸法、ピッチの確認					
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					

試験・検査項目	部位	サンプル数	試験又は検査実施者	結果	備考
鋼材強度試験			工事監理者		ミルシート等
ボルト類等強度試験			工事監理者		ミルシート等
溶接部強度試験			検査機関		
溶接部非破壊検査					

## 工事監理報告書(シックハウス内装関係)

項目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考	
居室部分	平面図の区分					
	居室の大きさ					
	使用建築材料の種別	床				
		壁				
		天井				
		床下				
		天井裏				
		小屋裏				
		造り付家具				
		階段				
		建具				
		点検口				
	使用建築材料の面積	床				
		壁				
		天井				
		床下				
		天井裏				
		小屋裏				
		造り付家具				
		階段				
建具						
点検口						
天井裏等の確認 (気密層又は通気止めを使用の場合は、写真を提出)	床下					
	天井裏					
	小屋裏					
	物置					
	ウォークインクローゼット その他					
防蟻材	床下					
	柱					
	壁					
添付図書 報告資料	使用建築材料表			(有・無)		
	写真(材料の種別が判断できるもの)			(有・無)		
	納品伝票			(有・無)		
	品質証明書			(有・無)		
備考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。					



## 工事監理報告書(防火区画等)

項 目		月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備 考	
防火区画等の見え隠れ部分	たて穴区画	階段					
		吹き抜け					
		EV昇降路					
		PS					
	面積区画						
	異種用途区画						
	その他の区画	高層区画					
		界壁					
		防火間仕切壁					
	防火区画等貫通部分充填	たて穴区画	階段				
			吹き抜け				
EV昇降路							
PS							
面積区画							
異種用途区画							
その他の区画		高層区画					
		界壁					
		防火間仕切壁					
芯出し穴等の充填							
防火設備の仕様							
防火戸取付部分の充填							
備 考	1. 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2. 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3. 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。						

※ 工事写真については、見え隠れ部分、区画貫通処理部分を重点的に添付すること。

※ 防火区画等の部分を明確にした図面を添付すること。

図面の作成について

各階平面図は、防火区画等の位置を色別表示(下表の表示例参照)してください。  
 なお、平面図はA4サイズを原則とし、必ず通り芯を明記してください。

表示	色	区画の種類
	黄	たて穴区画
	赤	面積区画
	緑	異種用途区画
	青	その他区画

防火区画等の種類

	対象建築物	区画面積等	区画の方法	法令		
たて穴区画	主要構造部が準耐火構造、耐火構造で地階又は3階以上の階に居室のある建築物	メゾネット住戸、吹抜き、階段、エレベーター昇降路、タクトスペース等のたて穴を形成する部分の周囲を区画	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条9項		
面積区画	耐火建築物	1,500m <sup>2</sup> 以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項		
	準耐火建築物	イ 一般	1,500m <sup>2</sup> 以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	同上	
		法27条2項、法62条1項による場合	500m <sup>2</sup> 以内 防火上主要な間仕切壁	耐火構造・準耐火構造・防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令112条2項	
	ロ 一般	1,500m <sup>2</sup> 以内	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条1項		
画	法27条2項、法62条1項による場合	1,000m <sup>2</sup> 以内(500m <sup>2</sup> 以内)	同上	令112条3項(令112条2項)		
異種用途区画	一部が法24条各号の一に該当する建築物	当該用途部分、相互間及びその他の部分との間を区画	耐火構造、準耐火構造、両面防火の壁・特定防火設備・防火設備	令112条12項		
	一部が法27条1項、2項各号の一に該当する建築物		耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条13項		
その他区画	高層区画	十一階以上の部分	一般	100m <sup>2</sup> 以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令112条5項
		壁・天井の仕上、下地とも準不燃材料以上	200m <sup>2</sup> 以内	耐火構造の床・壁・特定防火設備	令112条6項	
			500m <sup>2</sup> 以内	同上	令112条7項	
	内装制限緩和区画	100m <sup>2</sup> 以内(共同住宅の住戸200m <sup>2</sup> 以内)	準耐火構造、耐火構造の床・壁・特定防火設備・防火設備	令129条1項		
	排煙設備緩和区画	100m <sup>2</sup> 以内(高さが31m以下の部分にある共同住宅の住戸は200m <sup>2</sup> 以下)	同上	令126条の2 1項1号		
	非常用の昇降機の設置を免除する区画	100m <sup>2</sup> 以内	耐火構造の床・壁 常閉式特定防火設備	令129条の13の2		
	避難階段の設置を免除する区画	同上	耐火構造の床・壁 特定防火設備	令122条1項		
	避難階段の区画	——	耐火構造の壁 特定防火設備・防火設備	令123条1項 1号、6号		
	特別避難階段の区画	——	同上	令123条3項 2号、9号		
	防火切間壁	界壁 共同住宅	各戸	準耐火構造、耐火構造又は防火構造(小屋裏又は天井裏に達しめる)	令114条1項	
学校、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、寄宿舎、マーケット		その用途に供する部分の防火上主要な間仕切壁	同上	令114条2項		

## 工事監理報告書(バリアフリー関係)

一般基準

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
廊下等 (政令第11条) (条例第14条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか				
	② 点状ブロック等の敷設(階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分) ※1				
	③ 手すりを設けているか(条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る)				
階段 (政令第12条) (条例第15条)	① 手すりを設けているか(踊場を除く)				
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか				
	③ 段は識別しやすいものか				
	④ 段はつまずきにくいものか				
	⑤ 踊場への点状ブロック等の敷設(段部分の上下端に近接する踊場の部分) ※2				
	⑥ 原則として主な階段を回り階段としていないか				
傾斜路 (政令第13条) (条例第16条)	① 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)				
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか				
	③ 前後の廊下等と識別しやすいものか				
	④ 踊場への点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上下端に近接する踊場の部分) ※3				
	⑤ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか				
エスカレーター (条例第17条)	① 踏み段の段は認識しやすいものか(階段状のエスカレーターに限る)				
	② くし板と踏み段等は認識しやすいものか				
	③ 昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか				
便所 (政令第14条) (条例第18条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか				
	② ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨を表示しているか(条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000m <sup>2</sup> 以上のものに限る)				
	③ 下記④及び⑤の便房を設ける便所				
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ※4				
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)				
	④ 車いす使用者用便房を設けているか(1以上)				
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか				
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか				
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか				
	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか				
	⑤ 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上)				
(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか					
(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか(1以上。ただし、10,000m <sup>2</sup> 以上の場合は2以上)					
(3)長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか(10,000m <sup>2</sup> 以上に限る)					
(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか(10,000m <sup>2</sup> 以上に限る)					
(5)物を置くための棚等を設けているか(10,000m <sup>2</sup> 以上に限る)					
⑥ 小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)					
(1)小便器に手すりを設けているか(1以上)					

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)					
① 客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか					
② 車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか					
③ 便所(同じ階に共用便所があれば免除)					
(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか					
(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)					
(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)					
(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか					
④ 浴室等(共用の浴室等があれば免除)					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか					
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか					
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
敷地内の通路 (政令第16条) (条例第20条)					
① 表面は滑りにくい仕上げであるか					
② 段がある部分					
(1)手すりを設けているか					
(2)識別しやすいものか					
(3)つまずきにくいものか					
③ 傾斜路					
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)					
(2)前後の通路と識別しやすいものか					
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか					
駐車場 (政令第17条)					
① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)					
(1)幅は350cm以上であるか					
(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか					
浴室等 (条例第21条)					
① 表面は滑りにくい仕上げであるか					
② 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)					
(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか					
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか					
(3)出入口の幅は80cm以上であるか					
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか					
標識 (政令第19条)					
① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか					
② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)					
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)					
① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)					
② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか					
③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)					
(1)案内所は車いす使用者が利用できるものとしているか					

## 移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況	備考
(政令第18条第2項第一号)	① 階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）				
出入口 (政令第18条第2項第2号)	① 幅は80cm以上であるか ② 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか				
廊下等 (政令第18条第2項第3号) (条例第22条第1項第1号)	① 幅は120cm以上であるか ② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④ 授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか（条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000m <sup>2</sup> 以上のものに限り）				
傾斜路 (政令第18条第2項第4号)	① 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ② 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか				
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第22条第1項第2号)	① かが必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ② かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③ かが及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか ④ かが及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができる設備を設けているか ⑤ かごの奥行きは135cm以上であるか ⑥ かが内に鏡を設けているか ⑦ かが内の左右両側に手すりを設けているか ⑧ かが内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか ⑨ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑩ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか (1)かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したもののか (2)呼びボタン付のインターホンを設けているか（かが内の制御装置のうち、1以上） ⑪ かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑫ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑬ 不特定多数の者が利用する2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に設けるものの場合 (1)かごの幅は、140cm以上であるか (2)かごは車いすが転回できる形状か (3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかが内の左右両面に設けているか				

## 移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

項 目	月日	確認方法	結果	不具合箇所の処理状況
(エレベーター及びその乗降ロビーの続き)	⑭ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※5			
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			
	(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			
	(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			
	(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか			
	(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロックを敷設しているか			
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号）	① エレベーターの場合			
	(1)段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの）であるか			
	(2)かごの幅は70cm以上であるか			
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか			
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）			
	② エスカレーターの場合			
	(1)車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか			
敷地内の通路（政令第18条第2項第7号）（条例第22条第1項第3号）	① 幅は120cm以上であるか			
	② 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか			
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
	④ 通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか			
	⑤ 傾斜路			
	(1)幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか			
	(2)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか			
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）			
(政令第18条第3項)	⑥ 上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る			

## 視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

案内設備までの経路（政令第21条）（条例第24条）	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） ※6				
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか				
	③ 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7				
	④ 経路上に設ける段を回り段としていないか				

備 考	1 月日欄には、項目の確認を実施した月日を記入する。 2 確認方法欄には、「立会目視」(A)、「立会採寸」(B)、「施工報告」(C)、「写真」(D)、「その他」(E)のいずれかの方法を記入する。 3 結果欄には、「適」、「不適」を記入する。
-----	--

## バリアフリー関係の注意事項

※ 「政令」等の略語については、次のとおり。

「政令」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法施行令

「条例」は、大阪府福祉のまちづくり条例

「規則」は、大阪府福祉のまちづくり条例施行規則

「告示」は、国土交通省告示

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
  - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)
- ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)
- ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
- ・自動車車庫に設ける場合
- ※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・自動車車庫に設ける場合
  - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※7 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
  - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

## 工事監理報告書(詳細報告)

月/日	天気 最低気温	報告事項	報告事項詳細	資料 No.	写真 No.

様式1から様式9に記載できない事項について記載して下さい。



## 各種資料チェックリスト

項 目	有	無	備 考
地盤調査報告書			
地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書			
杭耐力試験報告書及び杭施工報告書			
骨材試験報告書			
コンクリート配合報告書			
フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積 質量、温度及び塩化物量試験報告書			
コンクリート圧縮強度試験報告書			
コンクリートコア圧縮強度試験報告書			
硬化したコンクリート塩化物量試験報告書			
コンクリート工事施工結果報告書			
コンクリート打込結果表			
鉄筋強度試験報告書			
PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書			
鋼材強度試験報告書			
ボルト類強度試験報告書			
高力ボルト締め付け検査報告書			
溶接部非破壊試験報告書			
溶接部強度試験報告書			
圧接部強度試験報告書			
鉄骨工事施工状況報告書			
使用金物一覧表			
鋼材の品質証明書の写し			
鋼材の流通経路を示す書類			
工事写真			

使用建築材料表 (使用材料に制限がある場合)

参考様式1

階	室名 (床面積m <sup>2</sup> )	内装の 仕上げ 部分	種別	幅	モジュ ール	高さ	面積	係数	使用 面積	使用 面積 合計 (判定結果) [m <sup>2</sup> ]	写真・ 納品 伝票 番号	
				[P]	[m]	[m]	[m <sup>2</sup> ]	[m <sup>2</sup> ]				
1階	LD ( m <sup>2</sup> )	フローリング								m <sup>2</sup>		
		壁										
		天井										
		ドア										
	K ( m <sup>2</sup> )	フローリング										
		壁										
		天井										
キッチン ドア												
洋室1 ( m <sup>2</sup> )	フローリング											
	壁											
	天井											
	開戸 収納引戸											
和室1 ( m <sup>2</sup> )	床											
	壁											
	天井											
	引違戸 床の間											
1階 廊下・ホール ( m <sup>2</sup> )	フローリング											
	壁											
	天井											
	ドア 玄関収納											
階段 ( m <sup>2</sup> )	壁											
	天井											
	踏み板											
	蹴込											
2階 廊下 ( m <sup>2</sup> )	フローリング											
	壁											
	天井											
	ドア 玄関収納											
合 計		m <sup>2</sup>										
2階	洋室2 ( m <sup>2</sup> )	フローリング								m <sup>2</sup>		
		壁										
		天井										
		開戸 収納引戸										
	和室2 ( m <sup>2</sup> )	床										m <sup>2</sup>
		壁										
		天井 引違戸 床の間										

室名は例示であり実態の室名を記入し、欄の追加削除をすること。

[種別]欄：等級の種別を記入すること。(例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外 等)

内装仕上げ表

参考様式2

階	室名	床			壁			天井			開口部建具・収納・設備機器・その他					
		仕上 下地	種別 種別	番号 番号	仕上 下地	種別 種別	番号 番号	仕上 下地	種別 種別	番号 番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号
1階	玄関															
	ホール・廊下															
	リビング															
	ダイニング															
	キッチン															
	洋室															
	和室															
	洗面・脱衣室															
	押入れ															
	物入															
	トイレ															
2階	階段															
	廊下															
	洋室															
	和室															
	洗面・脱衣室															
	押入れ															
	物入															
	トイレ															

室名は例示であり、実態の室名を記入すること。

[仕上]欄：内装仕上げの材料を記入すること。(例：フローリング・クロス等)

[下地]欄：下地の材料を記入すること。(例：構造用合板・石膏ボード等)

[種別]欄：等級の種別を記入すること。(例：F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆・告示対象外等)

[番号]欄：仕上、下地、種別ごとに番号を付して整理した写真、納品伝票、品質証明書等と同一の番号を記載すること。

[名称]欄：床、壁及び天井以外に制限を受ける部分の名称を記入すること。(例：システムキッチン・引違建具・洗面化粧台等)

本様式は参考様式です。本様式を活用しない場合でも、写真、納品伝票、品質証明書等わかり易く整理し提出すること。